

# 「生活保護制度」に関するQ&A

## Q. 1 生活保護の申請をしてから、受給できるかどうか分かるまで何日ぐらいかかりますか？

A. 1 生活状況の調査や資産調査（預貯金、生命保険等）を行った上で申請日から原則 14 日以内（調査に日時を要する特別な理由がある場合は最長 30 日）に生活保護が受給できるかどうか回答をします。

なお、生活保護の申請をしてから生活保護が開始されるまでの当座の生活費がない場合、社会福祉協議会が行う「臨時特例つなぎ資金貸付」をご利用いただける場合もございます。

## Q. 2 生活保護制度ではどのような給付が受けられますか？

A. 2 生活保護制度では、以下のように生活を営む上で必要となる各種費用に対して、扶助が支給されます。

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定）  特定の世帯には加算がつきます。
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育に必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 高等学校に必要な学用品費	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給（喪主世帯の保護申請必要）

## Q. 3 具体的にはどのくらい保護費が支給されますか？

A. 3 収入と厚生労働大臣が定める基準（最低生活費）を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

### 支給される保護費のイメージ

最低生活費	
年金、児童手当、給与、高校生のアルバイト等の収入	支給される保護費

## 最低生活費の例

(令和8年4月1日現在)

	浦添市
3人世帯(39歳、39歳、9歳)	193,020円
高齢者単身世帯(71歳)	102,170円
高齢者夫婦世帯(80歳、78歳)	140,140円
母子世帯(42歳、13歳、9歳)	224,960円

※ 住宅扶助、児童養育加算等を含む。入院中は保護費が変わる可能性があります。

### Q. 4 生活保護の受給中、守らなければならないことはありますか？

A. 4 生活保護を受給する方は、次のような義務と権利があります。

#### <義務>

- ・ 利用し得る資産、能力その他あらゆるものを生活のために活用しなければなりません。
- ・ 能力に応じて勤労に励み、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに、支出の節約を図り、その他生活の維持。向上に努めなければなりません。
- ・ 福祉事務所から、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示を受けた時は、これに従わなければなりません。

#### <権利>

- ・ 生活保護の要件を満たす限り、誰でも無差別平等に受けることができます。
- ・ 正当な理由がなければ、既に決定された保護を不利益に変更されることはありません。
- ・ 保護費については、租税その他の公課を課せられることはありません。
- ・ 既に給付を受けた保護費又は保護費を受ける権利を差し押さえられることはありません。

### Q. 5 自動車を持っていても、生活保護を受給できますか？

A. 5 自動車は資産となります。原則、保有・運転禁止のため処分し、生活維持のため活用していただくこととなります。  
ただし、公共交通機関が利用できない場合の通勤、障害をお持ちの方の通院等に必要の場合は自動車の保有を認められることがあります。詳しくは福祉事務所に問い合わせください。

**Q. 6 働いていても生活保護を受給できますか？**

A. 6 働いていて、就労収入がある方でも、その収入及び資産が厚生労働省の定める基準（最低生活費）に満たない場合には、生活保護を受給することができます。この場合、収入と最低生活費を比較して、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

**Q. 7 葬祭扶助の申請をしたいのですがどうしたらいいですか？**

A. 7 亡くなった葬儀費用の捻出が困難な場合、喪主の方は生活保護の手続き（葬祭扶助のみ）を行うことができます。

※喪主の方が生活保護受給中の場合、担当ケースワーカーにご相談ください。

※申請後、ケースワーカーが喪主世帯の収入、資産等を調査するため、葬祭扶助の可否決定まで一定の期間を要します。

※葬儀費用を支払い後は申請できません。

**Q. 8 両親と3人暮らしですが私だけ保護を受けられますか？**

A. 8 原則できません。

生活保護は世帯単位での適用になります。

住民票が別でも一緒に住んでいれば全員で申請、調査が必要になります。

**Q. 9 借金や住宅ローンの返済がありますが生活保護を受けられますか？**

A. 9 借金があっても現に生活に困窮し基準を満たしていれば生活保護を受給することができます。ただし、住宅ローンの返済をしている方は原則として申請却下となります。生活に充てるべき保護費からローンの返済を行うことになるので適用できないという理由です。また、その他の借金についても保護受給中は返済することが認められていません。なお、保護受給中に新たに借金をすることも禁止されています。

**Q. 10 保護受給中にギャンブルや飲酒はできますか？**

A. 10 被保護者は能力に応じた勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければなりません。そのためギャンブルは認められておりません。また、飲酒することは禁止されていませんが、過度の飲酒や健康上飲酒することが望ましくない方には制限があります。